

〈原著論文〉

児童虐待予防教育の必要 —死亡事例等検証報告書にみる言説

Constructing the need of school-based child abuse prevention programs : Discourse analysis of child death review

宮里 慶子¹

要旨

将来、親、社会人になる子どもたちに児童虐待の理解を進める虐待予防教育は、現在、広がりを見せているものの普及・定着していないといえ、まだ社会的コンセンサスも得にくい。しかし、各自治体で公表されている児童虐待による死亡事例等検証報告書から、虐待予防教育に関する言説がみられ、虐待対応の対象認識の変化、拡大が認められる。構築主義の観点から、虐待予防教育が必要とされはじめている過程を考察する。

キーワード：虐待予防教育，児童虐待，構築主義，死亡事例等検証報告書，言説
school-based child abuse prevention programs, child abuse and neglect,
constructionism, child death review, discourse

1. はじめに

2019年6月、子どもへの体罰禁止が盛り込まれた改正児童福祉法、改正児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）が成立し、2020年4月から施行されている。2016年の児童福祉法改正で、しつけを名目とした児童虐待の禁止が規定されたことと併せて、虐待家庭への介入強化の改革とは重なりながらも異なる、一般の家庭に対するソフトな社会統制として児童虐待対応施策展開における大きな転換点となると思われる。先立つ2019年2月に子どもの権利条約実施状況審査に基づく国連の総括所見で、体罰禁止の立法化について強い勧告があったこと、虐待防止のための教育プログラムへの言及もあることから、日本ではまだ普及していないといえる子どもを対象とした児童虐待予防教育の推進・普及策が今後、焦点化されるのではないかと予測される。

「児童虐待予防教育」あるいは「子ども虐待予防教育」を、鈴木（2009）は人権教育、自立教育、

親になるための教育の3点から捉えているが、本稿ではそれらを外延とし、子どもに虐待の実態、その要因や背景について伝えることで、将来、親となる場合の虐待対処・予防への期待と子育て社会を支える社会人としての育成を目指す、主に学校現場で展開される教育として捉える。すべての子どもに対する公教育としての実施を想定し、被虐待児自身に治療目的として虐待自体や自身の状態の理解を目指す心理教育、親や子育て世代に対する啓発とは区別して扱う¹。

2004年の児童虐待防止法の改正において「学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない」（現行法第5条の5）とされているが、「児童虐待の防止のための教育又は啓発」が具体的にどのような教育を指しているのか必ずしも明確ではない。文部科学省と厚生労働省は2009年「児童委員・主任児童委員の活用による家庭教育支援施策の推進についての周知」、2012年4月に文部科学省通知「つながりが創る豊かな家庭教育

¹ 実際の学校の授業では、被虐待児がいると事前に把握されているとは限らず、生徒集団の中に虐待を経験した子どもがいるかもしれないと想定し配慮が行われている他、個別対応が行われている。

を踏まえた取組の推進について」や文部科学省と厚生労働省連名で2016年5月に「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について」通知を出し、地域における家庭教育推進総合推進事業の実施、訪問型家庭教育支援、「家庭教育手帳」の作成等、保護者に対して家庭教育の学習機会を設ける必要性について示している。親子参加行事以外は、子どもに対する教育・啓発についての言及に乏しく、家庭教育支援には、児童委員等の地域の人材の活用が見込まれており、学校や学校教師の役割も明確でない。

一方、高等学校の家庭科教育において学習指導要領、教科書に「児童虐待」の記述が盛り込まれたが²、現場レベルでは虐待を授業で扱うには課題が多いといえる（正保2019）。しかし、岡本・牧野（2014）の4府県の高等学校家庭科教員への調査では、家庭科保育分野において9割以上の学校が児童虐待を授業で扱い、多様校においては最も重点をおいていること、受験校では5割強の生徒が児童虐待に関心をもち最も関心の高い項目の一つだったという結果が報告されている。岡本・堀江・田吹（2011）の中学・高等学校の養護教諭、家庭科・保健体育教諭らに対する性的虐待に関する意識調査では、回答者の74.5%が虐待の「発見に効果的に関与できる」との回答で、「予防に効果的に関与できる」の回答は44.2%であったが、性的虐待の予防に役立つ教育として発達段階に応じた様々な授業の工夫が既に行われている実態を明らかにしている。

また、青柳ら（2014）の小学校の養護教諭に対するインタビュー調査では、児童虐待対応における家族支援に関わる役割認識として、「保護者に子育てに関する情報や学習の場を提供する」とともに、子どもたちに対する人権教育の推進、すなわち、思いやりや性に関すること、大人になること

の意味、自己肯定感を育み一人ひとりが大切な命をもち、かけがえのない存在であること等を伝え、将来、虐待をしない親を育てること、現在虐待を受けている子どものレジリエンシーを促す役割認識があったとしている。なお、学校の教員以外にも、学校現場において、暴力全般の啓発を行う民間団体のCAP（Child Assault Prevention）プログラム活動は全国的に展開されており、虐待を扱う親性教育としての久保ら（2017）の実践等の展開もある。

このように学校の授業として児童虐待が扱われることが増えているとはいえ、親準備性教育か性教育か人権教育の一環か、それらは虐待予防教育としての広がりを見るのかどうか、どの教員が役割を担うのが適切か、教員以外も担うのか³整理できてはいない。虐待予防教育についての国内研究は少なく（田吹2019）、海外でも教育領域と福祉領域との接合策の問題や実践上の議論が未だ大きいこと、海外の実践プログラムを部分的に導入していることはあっても、社会背景理解が十分なされておらず、日本への定着をはかるための理論の整理まではできていないといえる（福1991、上野1996、数井2011、正保2019）。

また、増加の一途を辿る児童虐待相談事案への対応に追われている日本の現状では、予防対策、まして、次世代に対する第1次予防策は⁴、どうしても整備が後手に回りやすく、関係者の関心も全体として高いとはいえない。実践上の課題整理と虐待予防教育推進のための政策上の課題、理論の整理が必要であるが、本稿の目的は、実践現場の混迷は、政治⁵の問題であること、近年、段階的に、虐待対応の対象認識の変化、拡大が認められ、虐待予防教育の必要性が構築されるプロセスを指摘することにある。

² 2009年の高等学校の学習指導要領の共通科目『家庭総合』及び2018年の新学習指導要領ですべての高等学校共通科目『家庭科』で「児童虐待」の記述が入った。

³ 森岡（2018）は助産師や保健師、保育士、児童相談所職員等の授業実施や参加が望ましいとし、正保（2019）はクラス担任、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携を想定した家庭科教員による授業を構想している。

⁴ 予防概念については種々の考え方があるが、第1次予防をすべての人を対象にした発生予防、第2次予防を虐待のリスクがある個人を対象とした対応、第3次予防を既に虐待した人を対象に虐待をとめ、悪化や再発を防ぐ対応とする（岡本・薬師寺2009）。

⁵ 政治家や政党の支配や闘争、国家を中心とした権力過程としての狭義の意味での政治ではなく、社会生活にあらわれる権力構造、権力関係として政治を捉え、本稿は、虐待予防に絡む教育内容や子育て文化をめぐる議論、知の重層的な編成過程の問題があるとする。

2. 方法

2-1 死亡事例等検証報告書にみる言説

2009年1月から2021年3月までの39都道府県36市区町の社会福祉審議会等で作成、公表されている221の児童虐待による死亡事例等を検証した報告書から、児童虐待予防教育に関する言説をとりあげる。紙幅に限界があるため、これらを「事例報告書」と総称し、虐待予防教育に関する言説が認められるものを巻末の表1にまとめ、以下、公表年と自治体名で区別し記述する⁶。

分析対象の事例報告書には、虐待を主因・副因とする児童の死亡事例が大半であるが、他に、重傷・重篤事例及び虐待が疑われる重大事例、虐待を背景とした自死事例が含まれている。虐待の種類としては身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、親子心中がある。また、同じ事例でも県と市それぞれが作成して複数報告書があるもの、複数の自治体をまたがる事例で各自自治体で作成された報告書もそれぞれ別のものとして扱う。

なぜ事例報告書を分析対象とするのか。報告書には、具体的には、死亡や重傷に至った経緯、リスクアセスメント、職員対応、各関係機関の連携の失敗、背景となる職員の人材不足や膨大な業務量、専門性や組織体制、情報システムの現状と課題等が検証され、今後の改善策と国への提言が記述されている。公的文書としての影響の強さとともに、対応した機関の失敗だけでなく、政策の失敗や現行制度の限界をも露呈し、実践現場の苦しい実情、地域性、市民感情と意識について見解が述べられており、例えばマスメディアによる報道、ニュースが児童虐待をめぐることは、虐待者は処罰の対象、関わった機関職員や行政は非難の対象と偏りがちなことを考えると、虐待をめぐるせめぎあう諸議論が反映されている特徴がある。

なお、本稿で扱う事例報告書は、個人名等が既に伏せられプライバシーに配慮された形で正式に公表されたものであり、当事者の言動についての分析でもないため、研究倫理上の問題は特に生じない。

2-2 構築主義による分析

いわゆる有識者が検証し、厚生労働省に提出された事例報告書が国の政策に影響を及ぼすという面での実証的な分析も可能だと思われるが、事例報告書にみる言説が虐待予防教育の必要性を構築するとして構築主義のアプローチを選択する⁷。そのため、事例そのものの分析や解釈を行うものではない。

「虐待予防教育」に関する言説とは、虐待予防に関わる「教育」「啓発」「普及」「周知」「広報」「情報提供」「注意喚起」といった言葉で説明、記述されているものを指し、教育や啓発の対象として誰が挙げられているのか、その内容や理由等がどのように語られ論じられているか、あるいは語られていないか、を見る。なお、多くの報告書が虐待対応する機関職員や関係機関への研修、啓発の必要やその強化を訴えているが、分析から除く。

本稿で分析対象となるのは、虐待者、虐待リスク潜在家庭、一般の子育て家庭、子育て世代、一般市民、地域住民、被虐待児、すべての子どもや若者である。子どもの教育に関する記述だけでなく、大人に対する啓発についての記述も外さなかったのは、一続きに、重ねて論じられているものも多く、関連性があると判断したからである。事例報告書には、虐待者に対して「指導」や「支援」が必要であった、子育て家庭に対して「支援」が必要だ、という記述が当然多いわけだが、「教育」や「啓発」という言葉を用いている点に着目する。

3. 結果

46本の事例報告書に「虐待予防教育」に関する記述が認められた。大きく3つに対象、内容を分ける。①子育て世代、妊娠期含め保護者に対する情報提供、特定の知識について啓発の必要が述べられているもの、②一般に広く市民に対して虐待についての理解を求め、人権意識の醸成や子育てを支える地域基盤づくりを図り、さらに虐待通告促進、虐待発見に係る調査協力を得やすくするための啓発・広報に関するもの、③若年層、子ども・若者に対して教育・啓発が必要とされているもの、

⁶ 事例報告書はインターネット検索で渉猟したが、その大半は子どもの虹情報研修センターのデータベース <http://ns.crc-japan.net/contents/verification/index.html> から確認できる（2021年8月現在）。なお、山梨、石川、福井、富山、岐阜、徳島、愛媛の各県、県内自治体の事例報告書の存在の確認ができていない。

⁷ 実証主義研究からの構築主義をめぐる批判、議論については中河（1999）を参照。

そして、一部、被虐待児に対して教育が必要と述べられているもの、である。①②③全てが一つの事例報告書に記述されていることもあり、子育て世代から一般市民へ、子育て世代から子ども・若者へというように、啓発や教育が必要とされる対象を包括的に、または一続きに論じられていることもあり、厳密に分けにくく、重複しながら述べる。

3-1 子育て世代に向けての啓発

子育て世代、子育て家庭に対しては、事例の虐待者に必要であったらう教育や啓発課題が、今後、必要な予防対策として提言されるという形がとられる。まず、気軽に子育てについて相談できる窓口や利用できる社会資源について情報提供、周知する広報が必要という報告書が多い(広島県2010、大阪市2010、新潟市2011、大分県2014、大分県2016、宮崎県2014、広島市2016、福島県2020)。望まない妊娠についての相談窓口についての広報課題も示されている(静岡県2016)。そして、ただ広報するだけでは十分でないとする報告書(横浜市2019)や、養育者以外に家族の周囲の人に対する周知が必要、母親に偏りがちである情報を父親にも向けるべき(福島県2020)、若年妊娠の場合は親になる心構えや社会経験が乏しく相談窓口につながりにくい傾向がある(静岡県2016)といった指摘がなされ、子育て家庭が情報を得て社会資源を利用するまでの課題を掘り下げ、明確にしている報告書が出てくるようになってきている。

また、乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)の事例が少なからぬ影響を与えているとみられる。2011年の滋賀県の事例報告書では、母子健康手帳にSBSについて記載があるが泣き止ませ方などの具体的な対応方法の記述が不十分だと指摘されている。また、地域の子育て支援サービスの周知が必要とし、但し、一般的な案内では詳細な情報まで周知できないということで、特に要支援家庭については関係部署から案内するなどの積極的かつ丁寧な情報提供に努める必要が述べられている。2014年の静岡県の事例報告書では、母親だけでなく父親に対してSBSの啓発が必要だったとの指摘がなされ、同様に、2018年の大阪府の事例報告書では、DVの背景事例でリスクのある家庭にこそSBSについての予防教育が必要とされ、父親が初めて乳児と接する戸惑いがあったとして具体的に保健センターでの両親教室や出産医療機関での退院時指導等において父母に対する予防教育が提言されている。

さらに、2019年の群馬県の事例報告書では、しつけと虐待との違いについて、どのような行為が虐待にあたるのかの啓発課題が、2017年の山形県の事例報告書では、保護者がスマートフォンやテレビゲーム等に没頭し子どもへの注意が向けられなくなる危険性について注意喚起が必要だと述べられている。これらの報告書はいずれも、死亡・重大事例の家庭事情や背景は特異なものであったと振り返りつつ、一般家庭にも共通する課題として、啓発、情報提供の必要を訴える。そして虐待リスクのある家庭には通常の情報提供では不十分のため手厚く対応するべきだとされている。虐待のメカニズム「虐待が重篤化していく負のスパイラル」について保護者に注意喚起が必要だとする宮崎県の報告書(2014)に表されているように、どの家庭でも陥る状況としての虐待理解が求められている。

子育て家庭に向けての広報手段としては、先述したように保健センターや医療機関、保育所や幼稚園等の各関係機関・施設の支援、子育て講座の開催、乳幼児健康診査等の行政サービスが提供される際の直接的な情報提供、アウトリーチ型の取り組みが想定されていることも多いが、最近では特に子育て世代のニーズにあわせた広報の強化として、インターネット、スマートフォン、SNSの対応が必要だという記述が見られる(広島市2016、大分県2016、静岡市2018他)。なお、母子保健や保育・子育て支援サービスの情報が母親、女性中心となりがちなことから、父親、男性への広報課題が指摘されている報告書もある(静岡県2014、横浜市2019)。

3-2 一般市民に向けての啓発

各事例報告書では、「県民」「市民」「地域住民」あるいは「社会全体」等と表記されているが、いわゆる一般市民に児童虐待について啓発が必要とされる説明としては、地域社会および地域を形成する市民が虐待を生み出す温床となりうることと、逆に、虐待を発見・防止・解消する役割を担えるとのメッセージが込められている。そして、現状として、虐待についての理解は進んでおらず、子どもの権利についての意識や人権意識の課題が根底にあるとみなされている(福岡市2010、静岡市2011)。児童虐待の背景にある子どもに対する親の私物観を払拭し、子どもを親、家族に囲いこむのではなく、親が孤立しない、子どもや親を支える

地域、社会づくりが必要とうたわれており、「安心と協働の子育て」（兵庫県2010）が目指される。

そもそも何が虐待にあたるのか市民に理解されているとも限らない。虐待が日常的で身近にも起こりうるものであること、社会的地位にも関係ないことを伝える必要（長崎県2013）等、児童虐待の一般的イメージを覆す必要を強調して書かれているものも散見され、実際の事例に沿って、親子心中、子どもを自宅において外出する、車内に乳幼児を長時間放置、スマートフォンやテレビゲームに保護者が夢中になり育児が疎かになる、保護者の判断が甘く子どもを危険に晒す行為などが虐待にあると広く注意喚起が必要という結論（神奈川県2014）となっている。さらに事例によっては、うつ病、認知症などの精神疾患についての啓発強化が課題という記述も見られる（福岡市2014、大分県2014）。

また、子育てに資する様々な施策・制度、相談窓口、手続きについての情報、知識が不足し、利用できていない状態が虐待の背景要因になっているとし、その情報提供、啓発・広報活動が必要とされているが、その対象は、保護者だけでなく、親族や近隣住民など子どもと家族を取り巻く周囲の人々も含め広く対象設定されていることがある（横浜市2012）。要支援家庭、ネグレクト家庭ほど社会資源の情報提供課題は大きく（岡山市2012）、経済的な理由や家庭環境等に困っている世帯には広報に目を向ける余裕がないこと（宮崎県2014）等が広報を広く行う理由として挙げられ、周囲の市民が専門職とともに要支援家庭に情報をもたらすことが期待されている。

一般市民に対する啓発広報の手段については、地域住民の虐待通告をめぐる課題の反省から未だ不十分という評価も多く、キャンペーン、イベント実施、ビラ、ポスター、リーフレットの作成配布、セミナーの実施、自治体ホームページ、インターネット、SNSの活用まで、細やかに今後の広報対策を提言、列記されている報告書がある（大阪市2010）。

虐待通告が地域住民からなかった、あるいは、通告はあったがその頻度や情報内容が限られていたり支援に生かされなかった、調査協力が得られにくかった事例からは、市民のためらいとして、どのような状態で通告してよいかわからないこと、通告先を知らない、子どもを通告によって救える意識や義務感が薄いこと、繰り返し通告すること

が重要だと気づいていないこと、秘密保持の心配等があると問題が整理され、市民の意識の醸成、通告をやすくするための手段、広報の工夫が必要との指摘がなされている（大阪市2010、広島県2010）。

3-3 子ども・若者に対する教育

子ども・若者に対する教育への言及については、中学・高等学校から虐待予防を目的とした子育て経験、養育力を高める教育が必要という奈良県の事例報告書（2011）はじめ、次世代への啓発は「さらに強力な啓発が求められる状態になって来た」と神奈川県報告書（2014）で述べられており2016年以前にもあるが、2016年以降に各報告書での言及が際立ってくる印象がある。

横浜市の報告書（2012）では、子どもの時からの教育の必要について、核家族化の進行等により、子育て世代がこれまで当たり前とされてきた育児や子育てについての常識が身に付いていないことから、思春期の多感な時期より乳幼児に触れ合う体験が必要と説明している。また、必要な教育内容としては、心身の発育・発達と健康、性感染症の予防や妊娠に関する知識、生命の尊重や自己及び他者への思いやり、望ましい人間関係の構築、性教育、DV予防教育、社会的養護についてまで幅広く学校で学ぶべきだとされ、これらは学校以外でもあらゆる年代に必要なとする報告書もある（長崎県2013）。

一方、望まない妊娠、思いがけない妊娠から嬰兒殺や乳児遺棄に至った事例、そして虐待者が若年層であった事例報告書は特に、今後の対策として、中高生、思春期から大学生等まで性教育を充実させるべきだと強く主張している。小学校から必要だとしている報告書も複数あり（大分県2016、静岡県2016a、広島県2016）、幼児期も視野に入れているものもある（神奈川県2013）。そして、性教育の内容も妊娠・出産、避妊や人工妊娠中絶に関してだけでなく、育児の仕方、虐待の理解、出産後の養育できない場合の特別養子縁組や社会的養護のサービス、さらに男女どちらにも教育が必要とされ、現在なされている性教育より実際の具体的な対処方法を子どもに伝えるべきだとされている。障がいのある生徒に対しても性教育が重要で、よりわかりやすく伝えること、また、生徒の保護者に対する啓発も必要とされている（長野県2017）。

教育方法や広報手段としては、どの報告書も学校教育の場で行う必要があるとし、場合によって集団ではなく、個別の指導を行うこと、学校や職場に帰属していない若者へはSNSの活用が提言されている他、若者が勤務する職場等の協力を得て若者への教育が提言されている報告書（静岡県2016b、静岡市2018）もある。望まない妊娠についての相談窓口の若者に対する啓発広報の手段として、薬局や大型商業施設、公衆女子トイレ等にカード等の広報物をおく、掲示等している他、保健所において若年妊娠や人工妊娠中絶を繰り返す女性への保健指導、健康教育の強化（山形県2019）が提言されている。なお、虐待に関する勉強会、学生を主体としたオレンジリボン運動等の若年層による「主体的な虐待防止活動」によって、虐待問題を考えるネットワークの形成や子育て支援の豊かな人的資源へとつながることを期待するという報告書がある（広島県2016）。

そして、これら子育ての教育や性教育の必要性を説く報告書では、教育実績や教材が既にあるとして、さらなる強化が必要だとしているものもある（横浜市2012、神奈川県2013、神奈川県2014）。具体的には、既に学校で行われている人権教育との連携、スクールカウンセラーや担任教諭が行う心理教育に予防プログラムを提供する、児童福祉司の講師派遣、妊娠・出産に関する健康教育用媒体の作成・高校等への配布、医師や助産師等の出前講座の開催が挙げられる。さらに、養護教諭やスクールカウンセラー等の個別的な性に関する指導とともに各教科との関連を図った学校教育活動全体を通して、自他のいのちを大切にする、自尊感情、人間関係を築く能力の育成、人権教育、性的指向や性自認、女性の権利、子どもの権利、自分の身を守る方法等の集団指導（福島県2020）が内容として挙げられている。

被虐待児も含む子どもへの教育については、西東京市の報告書（2015）が、子ども自身が「自分が虐待されている」ということを認識し相談できるよう、「どのようなことが児童虐待にあたるか」や児童虐待からの避難の仕方、相談方法・相談窓口について発達段階をふまえた指導を行うことや、相談方法・窓口について記載した啓発カードを作成・配布し、児童生徒への周知を図ることが提言されている。

また、千葉県（2019）と野田市（2020）の報告書はその後の政策に大きな影響を与えた同一事例

の報告書であるが、保健部門や教育部門等が連携して、中学・高校生年代から子育ての実習、疑似体験等の学習機会を設け、地域での子育てへの参画を促進することが提言されている。そして、子どもが権利の主体であり、子どもがもつ各種権利を子どもたちに教育する体制を整えるべきとし、その前提として教員が子どもの権利条約を学ぶこと、児童福祉法に規定している子どもの権利主体性、意見表明権、子どもの最善の利益等に関する正確な知識を学び、子どもに向き合っていかなければならない、と現在の学校体制への強い批判と教育課題を盛り込んでいる。また、一定以上の理解力のある被虐待児の一時保護中に、子ども自身に子どもの持つ権利を教育し、子どもが自分の被害や非加害親へのDV、家族病理を適切に認識できるよう支援すること、その教育は一度だけでは不十分で繰り返し伝え続ける必要があると福祉機関の行う心理教育の課題も示されている。

4. 考察

4-1 「情報提供」から「啓発」「教育」へ

2004年の児童虐待防止法の改正において「国及び地方公共団体は児童虐待の防止に資するため児童の人権についても必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないこと」とされ、多くの事例報告書では、子どもの人権が大切だとお題目のように唱えている印象もある。だが、ここでとりあげたように、近年の事例報告書には、抽象的でなく、具体的な提案を含む強い論調での広報啓発活動の提言があり、そこに割いている文章量も多く、子どもの時からの教育の必要性までも踏み込んでいるものが散見されるようになった。

ところで、「情報提供」「広報」「啓発」「教育」の意味の違い、使い分けは、一部大人に対しても使われているが主に子どもに関して「教育」が用いられ、子どもと大人とで使い分けられているような印象がある。だが、「情報提供」「広報」と「啓発」「教育」は受け手の自由度、影響からみて大きな違いがあるだろう。いくつかの事例報告書に指摘があるように、情報提供だけではネグレクト家庭や情報収集力、判断力に課題ある家庭には支援が行き届かない（例えば、京都市2009）。広報手段に工夫を行うにしても、要支援家庭には専門職が直接、または保護者の周囲の親族や地域住民を媒介として情報を届けるしかない。ただ、この場合、

文字通りの情報提供が最終目的でなく、情報を受け取り理解するまでが最低限の目的、つまり、啓発が目的である。

また、児童虐待問題は、以前は社会問題にならなかった子育ての仕方に一石を投じるものだ。例えば、子どもだけで家の留守番をさせるというかつて多くの家庭に見られた光景が虐待にあたり、養育者の体罰が法律上、禁止される等、これまで常識とされていた子育てをめぐる国のルールが変わり、現代はいわば子育て文化が揺るがされる移行期にあたる。受け手に委ねる「情報提供」だけで、「市民一人ひとりが児童虐待について考え行動する」（大阪市2010）というような行動変容が望めるだろうか。「情報提供」よりも、「啓発」、「教育」により、今までにもたなかったかもしれない子育てに関する新たな知識、価値観を受け止めた理解が要請されるだろう。

通告の広報課題についても同様である。通告先の周知や手軽な手段だけでは、一般市民の行動を期待するには不十分といえる。多くの報告書（例えば、静岡県2011、新潟市2011、奈良県2011、岡山市2012、京都府2012、長崎県2013）に述べられているように、通告するには、ある程度の虐待と支援の理解、不安を取り除き抵抗感を下げることが前提となる。ただ、今日、児童虐待について様々な情報が溢れ、文学や映画等の題材にもなり、インターネットで情報を得ることもできる。また、全国児童相談所共通フリーダイヤル189の設置等、通告システムがより整備された。行政が行う広報・啓発は、近年、急速に意味が変化しているのかもしれない⁸。

また、本稿でとりあげた大阪市（2010）、東京都（2018）、千葉県（2019）、野田市（2020）の各報告書は、全国的に注目された事例といえるが、その他も含め、虐待事件はセンセーショナルにマスメディアに報道される。それにより、多少の偏りはあっても人々の虐待理解が急速に進むとともに、虐待者に対する懲罰的なまなざしが生まれることで家族や周囲の行動変容が起こってくることもあるだろう⁹。結局のところ、国、行政にとっては、虐待対応に資する社会のコンセンサスを得るため、啓発広報は重要であることに変わりはない。事例報告

書自体も啓発広報の道具であることを改めて考えると啓発が必要だと啓発しているといえる。

4-2 教育の必要の構築

保護者、家族、地域の子育て力の低下、弱体化により虐待が増加しているという言説は、事例報告書に限らず流布している。そして、いくつかの事例報告書では、子どもの時から子育て力を養成する教育が必要と論が展開されている。例えば、横浜市の報告書（2019）では、市内の調査で未就学の子どもがいる養育者おおむね4人のうち3人が自分の子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがないと回答しているといい、子どもを持つ前の段階で乳児と触れ合い、世話をする経験、学びの機会の確保が必要としている。このような説明は納得しやすいものであるが、逆に、子どもに対する教育の必要性について他の多くの報告書に言及がないことが不思議に思えてくる。

本稿でとりあげた事例報告書の子どもの教育に関する言説は2016年前後から際立ってくる印象がある。しかし、2009年から2021年3月までの全体から考えると、2015年までは113本中5本、2016年以降は108本中16本であり、決して多いわけではない。報告書には一部、同一事例や重複事例があること、死亡事例等は毎年一定数発生しているわけではなく報告書の数も毎年一定しているわけでもない。単純に増加しているとは捉えがたい面があることは断っておく。2016年前後に時代の変化があったのか事例報告書から読み取ることは難しい。2016年の静岡県の報告書では、性に関する情報が氾濫し、若年での妊娠のリスクが高まっている現状となっていることが、教育の必要性の背景、理由として述べられているが、直接的な影響とは言いにくい。

教育が必要だと提言する報告書は、他と違う特徴があるだろうか。神奈川県、横浜市、静岡県、静岡市など特定の地域の複数の報告書に教育に関する記述がある。しかも、それらの地域では、類する教育の実績があると報告されている。草の根的に教育実践が先行しており、事例報告書での提言に表れているともとれる。但し、以前から行われていた性教育の強化、つまり虐待予防の枠組み

⁸ 行政に限らず、民間諸団体の啓発広報活動についても意味は変化している（宮里2019）。

⁹ 一般の虐待理解の枠組みやイメージの大部分はマスメディアによってもたらされているといえる（上野・野村2003）。

で捉えなおした強化が提言されている等（静岡県2016）、虐待予防教育の発展のうえでの提言と考えるには留保が必要である。

検証されている事例の種類によって、子どもの教育が必要だと結論が変わるということもあるだろうか。例えば、死亡・重症事例に乳児が多い問題と性教育の必要性の言説の結びつきは強いといえるだろうか。かねてより、虐待死亡事例において0歳児は年齢別で最も多くを占め、うち0か月児が多い。2005年から毎年報告されている社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の第1次から第5次報告までは0歳児死亡は3割から4割で推移し、59.1%まで上がった第6次報告（2010）以降、近年は約4割（第16次報告、2020）から6割で推移してきている。また、背景に望まない妊娠や若年出産（の経験）事例が多いことも従来からの傾向である。

しかし、子どもからの性教育の必要を強く提言している事例報告書は、2016年以降になって散見される。0歳児の虐待死という社会問題をどのように捉えるのか、そして、それに対してどのような対策が必要とされるのか、問題は社会的に構築され、必要も社会的に構築されているのであり（Spicker1995=2001）、0歳児虐待死亡事例は性の問題として近年捉えなおされ、性教育の必要が導き出され、虐待予防の枠組みでその知、教育内容が組み替えられようとしている。

ところで、国の子育てをめぐるルールが変更され、子育て文化を新たにつくりあげていくなかで、子育て世代にペアレンティングプログラムを実施するよりも、時間はかかるが、広い対象に安価に抵抗感が少なく実施可能なのは子どもに対する教育である。既存の資源、すなわち学校を利用しやすく、これまで父親、男性に対する啓発課題がいくつかの事例報告書で指摘されているが、男女問わず、学校教育が果たす役割は大きい。そのような面で教育の提言はしやすく説得力がある。だが、学校現場は、虐待対応はじめ、貧困対策など養育困難な家庭状況への対応、子どもに対するケア等、以前よりも多くの機能が求められている（柏木2020）。学校現場に、教育に、期待するということが容易には言えないという背景も押さえておく必要があるだろう。

4-3 権利の強調と家族への介入

本稿でとりあげた事例報告書は全体の中の一部であるが、子育て家庭及び広く一般に対して利用できる社会資源、サービスについて啓発が必要だとし、効果的な広報活動についての提言がいくつもあった。また、子どもにも、利用できる社会制度について伝え、そして、その権利を持っていることについて、きちんと教えるべきだとの提言が見られた。従来、申請主義や選別主義が中心だった全体のサービス体制と児童福祉の措置体制がある福祉現場、福祉の受給権を含む子どもの権利について十分な教育がなされていなかった教育現場の双方に根本から問題提起している面がある。

山野（2006a）によれば、児童虐待対策が進む英米では、家族の自律性と強権的な介入策、共感的対応とコントロール的対応のバランスをめぐる相反する議論の積み重ねがあるが、日本では、児童相談所を中心として強権的な介入虐待対策を押し進め、このような議論が少ないという。近年でも、日本では、通告後の児童の安否確認の48時間ルール化や臨検・捜索制度、親権停止等、強権的で精緻な介入システムの整備が進められているところである。田中（2011）は、2009年から実施されている乳児家庭全戸訪問事業がポピュレーションアプローチであり、すべての家庭の虐待リスクスクリーニングの機能を持ち、国家の監視・管理下におかれ、家族の自律性やプライバシーが制限される意味をもつという。そして、これはこれまでにない家族への積極的介入策であり児童福祉政策の大きな転換であると捉えている。

一方で児童相談所から市町村中心の支援体制への移行、子育て支援策の強化という山野のいう共感的で家族の自律性を前提とした対応策が同時に進められてもきた。子ども、家族、市民が権利意識を持ち、サービスを利用するなかで、社会資源がさらに開発され、潤沢になっていくことが求められるとともに、虐待対策についても、広く一般に議論が開かれることが求められる。

しかし、現在、虐待対応について先述したように議論が偏っているとみえ、医療モデルの支配的な言説がある。上野（1996）は1960年代から1980年代にかけてのアメリカの児童虐待対策の展開を医療の対象化過程として描き出し、日本においても共通した動向を認め、1990年代のアディクション（上野・野村2003）の枠組みで虐待を捉える問題をおつての論考で示した。医療対象化あるいは

医療モデル化とは、虐待問題を個人の内面の問題に帰し、医療、心理治療の対象として問題転換することである。また、山野（2006b）も医療対象化により、虐待に至る背景要因である貧困等の問題が日本でも軽視されてきたこと、また、内田（2009）は医療や心理治療等の専門家の言説が支配してきたことで、虐待の問題を抱えた当事者が自身の苦悩さえトラウマやPTSD等の医療の枠組みで理解する問題があるという。

今後、虐待予防教育が強力に推進されれば、すべての子どもと家族に影響がある。また、その教育内容が医療モデルに偏り、ステレオタイプの家族像や子育ての仕方を想定していたり、ジェンダーやエスニシティへの配慮等に欠け、社会背景を軽視したのであれば、家族や地域に国家が介入するソフトな社会統制の面でより危惧する意見も出るだろう。しかし、子どもや大人が虐待を学ぶ機会がこれまでよりも多くなることは、社会を変えていくことにもなる。

辻（2015）は、虐待対策が近代家族イデオロギーを前提としており、母子家庭は母子家庭であるがゆえ虐待リスクが高いとみなされ、虐待が「発見」されやすいこと、「共感的」な対応をしてくる行政や機関職員に対しても母子家庭の母親が心的距離をおく戦略をとっていることを指摘している。この論文で指摘されている中心的な問題はさておき、権利侵害や私的領域への介入に対抗できるためには、学校現場で学ぶものかどうかの議論はさておき、虐待について学び理解する虐待予防教育の意義は大きい。

5. 結語

事例報告書には、「虐待予防教育」という言葉そのものの記述はなく、近いものとして「児童虐待防止プログラム」（神奈川県2013）、他、予防教育、子育ての教育、性教育、人権教育、DV予防教育などという言葉が使用され、特定地域に限定したとしても虐待予防教育が定着しているわけではなかった。しかし、子育て世代、一般市民への虐待に関する啓発課題から、子どもの教育課題へと段階的に必要性が論じられ、学校現場での既存の教育実践のなかから、虐待予防のための教育へと組み換えと必要性が言われるようになっていく。

最後に、ここ約13年間の事例報告書から言えることは限られ、それ以前の事例報告書はどうであっ

たのか疑問と課題は残る。また、死亡事例等の検証という事例報告書の特性から、次世代に向けた予防策の提言を期待するというに多少の無理があることは否定できず、近年の心理的虐待の急増とその背景にあるDVに関すること、その教育の是非については考察が難しい面があった。児童相談所の虐待相談件数が激増した約10年とも重なるなかで、虐待予防教育の必要が言われるようになった意味とは何か、今後も考えてみたい。

【引用・参考文献】

- 青柳千春・阿久澤智恵子・小此木久美子・鹿間久美子・佐光恵子（2014）「児童虐待対応における家族支援に関する小学校養護教諭の役割認識」『桐生大学紀要』25、15-22
- 福知恵子（1991）「英国における児童虐待への教育的アプローチ」『岡山県立短期大学紀要』43、149-156
- 柏木智子（2020）『子どもの貧困と「ケアする学校」づくり カリキュラム・学習環境・地域との連携から考える』明石書店
- 数井みゆき（2011）「学校（と地域）における虐待予防と介入」『教育心理学年報』50、208-217
- 久保恭子・宍戸路佳・草間真由美・倉持清美・山下麻実・川島雅子（2017）「高校生・大学生への性虐待・乳幼児揺さぶられ症候群の予防活動の実践報告と親性教育の効果」『東京学芸大学 総合教育科学系Ⅱ』68、353-360
- 宮里慶子（2019）「児童虐待防止啓発活動の今日的課題—デザイン思考を援用した試行的取組みからの考察」『千里金蘭大学紀要』16（50）、35-46
- 森岡満恵（2018）『思春期からの子ども虐待予防教育—保健・福祉・教育専門職が教える、親になる前に知っておいてほしいこと』明石書店
- 中河伸俊（1999）『社会問題の社会学 構築主義アプローチの新展開』世界思想社
- 岡本正子・牧野詠理（2014）「子ども虐待予防の観点からみる高等学校家庭科保育分野に関する考察—4府県の高等学校家庭科教員への質問紙調査を通して—」『生活文化研究』51、1-22
- 岡本正子・堀江美智子・田吹和美（2011）「学校における性的虐待発見状況と性的虐待の予防・対応に関する教員の意識—大阪府内の中学校・高等学校の養護教諭、家庭科教諭、保健体育科教諭を中心とした調査を通して—」『大阪教育大学

- 紀要 第Ⅳ部門』2、93-114
- 岡本正子・薬師寺順子 (2009) 「子ども虐待をとらえる基本的視点」岡本正子・二井仁美・森実『教員のための子ども虐待理解と対応 学校は日々のケアと予防の力を持っている』生活書院、11-51
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2010) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第6次報告)」
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2020) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第16次報告)」
- 正保正恵 (2019) 「虐待予防教育としての家政・家庭科教育とバックキャストによるカリキュラム構築」『福山市立大学教育学部研究紀要』7、67-78
- 鈴木真由子 (2009) 「『いのちの教育』の視点から子ども虐待と予防」前掲、『教員のための子ども虐待理解と対応 学校は日々のケアと予防の力を持っている』117-129
- Spicker,P. (1995 = 2001) Social Policy :Themes and Approches (ポール・スピッカー『社会政策講義 福祉のテーマとアプローチ』武川正吾・上村泰裕・森川美絵訳、有斐閣)
- 田吹和美 (2019) 「高等学校家庭科における児童虐待予防教育の般化に向けての文献レビュー」『大阪総合保育大学紀要』13、149-156
- 田中理絵 (2011) 「社会問題としての児童虐待—子ども家族への監視・管理の強化—」『教育社会学研究』88、119-138
- 辻京子 (2015) 「児童虐待リスクとしての母子家庭—社会的排除とジェンダーの視点から—」『地域学研究』45、1、61-71
- 内田良 (2009) 『「児童虐待」へのまなざし 社会現象はどう語られるのか』世界思想社
- 上野加代子 (1996) 『児童虐待の社会学』世界思想社
- 上野加代子・野村知二 (2003) 『〈児童虐待〉の構築 捕獲される家族』世界思想社
- 山野良一 (2006a) 「児童相談所のディレンマ」上野加代子、山野良一・リーロイ・H・ペルトン・村田泰子・美馬達哉『児童虐待のポリティクス 「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店、15-52
- 山野良一 (2006b) 「児童虐待は『こころ』の問題か」前掲、『児童虐待のポリティクス 「こころ」の問題から「社会」の問題へ』53-99

児童虐待予防教育の必要

表1 啓発、教育に関する記述がある児童虐待による死亡事例等報告書（*は子どもの教育に関する記述がある報告書）

公表年月	作成	報告書名	*
2009年1月	京都市乳児遺体遺棄事件検証委員会	「乳児遺体遺棄事件に関する京都市の対応のあり方に関する検証結果報告書」	
2009年5月	鹿児島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会	「児童虐待事例の検証報告書」	
2010年3月	宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置・検証部会	「児童虐待等死亡事例報告書」	
2010年5月	さいたま市要保護児童対策地域協議会事例検証会議	「児童虐待死亡事例等検証報告書（概要版）」	
2010年5月	福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会	「児童虐待による死亡事例等検証報告書（平成21年10月生後7か月児死亡事例）」	
2010年9月	兵庫県児童虐待防止委員会	「児童虐待死亡事例検証報告書」	
2010年10月	大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会	「虐待が疑われる重大事例等検証報告書（概要）」	
2010年10月	大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会	「寝屋川市・門真市における幼児死亡事案検証結果報告書」	
2010年11月	沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会	「児童虐待死亡事例検証報告書（平成22年5月生後3か月児死亡事例）」	
2010年12月	大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会事例検証部会	「大阪市における幼児死亡事例検証結果報告書」	
2010年12月	広島県東部子ども家庭センター管内児童死亡事案検証委員会	「児童虐待死亡事案検証報告書」	
2011年3月	静岡市児童虐待事例検証委員会	「静岡市における児童虐待事例検証結果報告書」	
2011年3月	新潟市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童養護部会	「新潟市児童虐待死亡事例検証報告書<概要版>」	
2011年6月	奈良県児童虐待対策検討会	「奈良県児童虐待対策検討会検討結果報告書」	*
2011年10月	滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会	「湖南市における乳児理棒事例検証結果報告書」	
2012年3月	岡山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会	「岡山市における幼児死亡事例検証報告書」	
2012年3月	京都府児童虐待検証委員会	「これからの児童虐待対策への提言」	
2012年5月	横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会	「平成23年度児童虐待死亡事例検証報告書」	*
2013年3月	神奈川県児童虐待による死亡事例等検証委員会	「平成24年度児童虐待死亡事例検証報告書」	*
2013年3月	長崎県福祉保健審議会児童福祉専門分科会措置・検証部会	「児童虐待による死亡事例検証報告書」	*
2014年2月	静岡県社会福祉審議会児童福祉専門部会	「児童虐待検証部会報告書（公表用）」	
2014年6月	福岡市子ども・子育て審議会権利擁護等専門部会	「児童虐待による死亡事例等検証報告書（平成25年2月15歳児死亡事例）」	
2014年8月	神奈川県児童虐待による死亡事例等調査検証委員会	「児童虐待による死亡事例調査検証報告書」	
2014年9月	大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会	「虐待が疑われる重大事例等検証報告書（概要）（平成26年2月～平成26年9月検証実施分）」	
2014年12月	宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会	「児童虐待等死亡事例検証報告書（平成25年7月発生死亡事例概要版）」	
2015年4月	西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会	「西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会報告書」	*
2016年3月	静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会	「児童虐待検証部会報告書（公表用）」<本文a>	*

公表年月	作成	報告書名	*
2016年3月	広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待死亡事例等検証部会	「児童虐待による死亡事例検証報告書（平成25年8月発生4ヶ月児死亡事例）（平成26年11月発生0日児死亡事例）」	*
2016年3月	大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会	「虐待が疑われる重大事例等検証報告書（概要）（平成26年11月～平成28年3月検討実施分）」＜本文a＞	*
2016年3月	大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会	「虐待が疑われる重大事例等検証報告書（概要）（平成27年8月～平成28年3月検討実施分）」＜本文b＞	*
2016年8月	静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会	「児童虐待検証部会報告書＜事例3・4＞」 ＜本文b＞	*
2016年10月	広島県児童死亡事案検証委員会	「児童死亡事案検証報告書」	*
2017年3月	山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事例検証部会	「重大事例検証報告書（平成27年5月に発生した乳児傷害致死事例に係る検証報告書）＜公表版＞」	*
2017年4月	長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会	「子ども虐待死亡事例検証報告書」	*
2017年7月	仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置・里親審査部会	「児童虐待死亡事例検証報告書」	*
2018年4月	大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部会	「平成29年度児童死亡事案検証結果報告書（吹田市事案）」	*
2018年11月	香川県児童虐待死亡事例等検証委員会	「香川県児童虐待死亡事例等検証委員会検証報告書（平成28年度発生事案）」	*
2018年11月	東京都児童福祉審議会	「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方についてー平成30年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書ー（平成30年3月発生事例）」	
2018年12月	静岡市児童虐待事例検証委員会	「静岡市における児童虐待死亡事例検証結果報告書」	*
2019年3月	群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置・虐待対応専門部会	「群馬県児童死亡事案検証報告書」	
2019年3月	山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事例検証部会	「重大事例検証報告書」	*
2019年10月	横浜市児童福祉審議会	「児童虐待による重篤事例検証報告書（平成30年度発生分）」	*
2019年11月	千葉県社会福祉審議会	「児童虐待死亡事例検証報告書（第5次答申）」	*
2020年1月	野田市児童虐待死亡事例検証委員	「野田市児童虐待死亡事例検証報告書（公開版）」	*
2020年3月	福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会	「福島県児童虐待死亡事例検証報告書概要（事例1の要点）（事例2の要点）（事例3の要点）」	*
2020年8月	伊奈町要保護児童対策地域協議会	「伊奈町児童虐待死亡事例検証報告書（公表用）」	*